

令和7年度 にっしん緑のカーテンコンテスト審査要領

1 審査の手順

(1) 審査の方法

審査は、事務局及び地球温暖化対策地域協議会の委員（以下「審査員」という。）が行うものとし、コンテスト応募者から提出された応募用紙に基づき、審査を行うものとする。

ア 一次審査（事務局による審査）

事務局（環境課）において、一般部門にあつては優秀と認められる作品を5～8例程度選定し、公共施設部門にあつては最優秀作品1点、優秀作品3点程度を選定する。

イ 二次審査（審査員による審査）

審査員は、一次審査により選定された一般部門の作品について、採点表により採点し、各作品に係る各審査員の評価点（100点満点）を合計したものから、最優秀作品1点、優秀作品3点程度を選定する。同点の場合については、「にっしん緑のカーテンコンテスト審査要領」（2）審査の視点のうち、（ア）及び（イ）の合計点が上位のものを選定し、なお同点の場合については事務局の合議により選定を行うものとする。

(2) 審査の視点

審査の視点を次のように定める。

ア 生育状況

- ・葉の茂り具合など、カーテンとしての生育状況は十分か。

イ 設置の工夫

- ・設置場所・設置の向きは日光を遮るのに適当か。
- ・緑のカーテンとしての役割が十分に期待できる大きさか。
- ・ネットの設置にあたり工夫が見られるか。
- ・つるの誘引や複数の植物を活用するなど、カーテンの形において工夫が見られるか。
- ・その他緑のカーテンとしての独創性や創意工夫が見られるか。

ウ 設置の効果

- ・設置による温度変化を実感できるなど、地球温暖化対策として有効であったか。
- ・冷房の節約が確認されるなど、実際の効果が見られたか。
- ・子どもへの環境教育の観点などで評価すべき点があるか。
- ・家族・隣人・地域への環境意識の普及の観点で評価すべき点があるか。

エ その他

- ・緑のカーテンを楽しめたか。
- ・収穫物を活用するなど緑のカーテンを楽しむための工夫が見られたか。
- ・上記以外に評価できるところはあるか。

2 その他

この要領に定めるもののほか、にっしん緑のカーテンコンテストの審査に関して必要な事項は、別に定める。